

兵庫県公報

平成25年8月6日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第34号）

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部改正により、林業・木材産業改善資金に係る償還期間等の特例が設けられたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第34号

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和52年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第1項の適用を受けるものの12年以内

第6条第2項中「又は第6号」を「、第4号又は第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける林業・木材産業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。